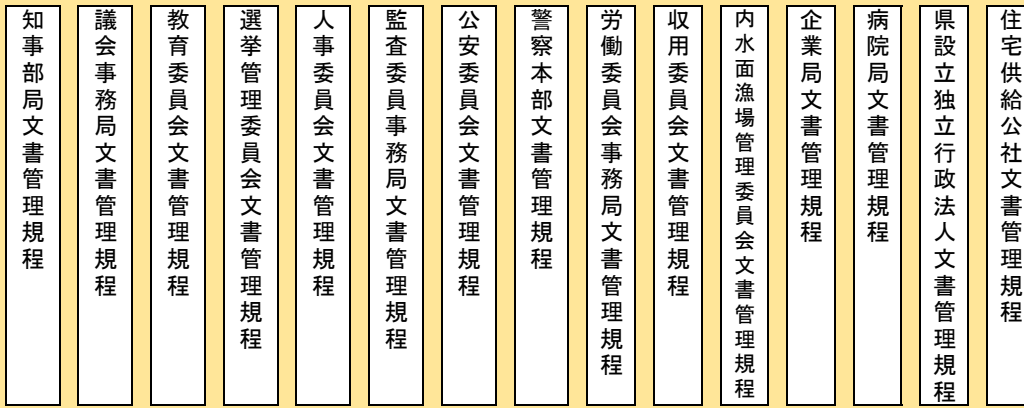


群馬県における公文書管理の体系

【条例施行前】

- 各実施機関がそれぞれ文書管理のルール(文書管理規程)を制定している。
- 全ての実施機関の統一的な文書管理ルールは設けられていない。



文書管理規程の制定・改廃にあたり、第三者への諮問は必要ない。

知事部局に準じた内容となっているが、知事の権限は及ばない。



【条例施行後】

群馬県公文書等の管理に関する条例

条例から実施機関の公文書管理規程に直接委任される部分

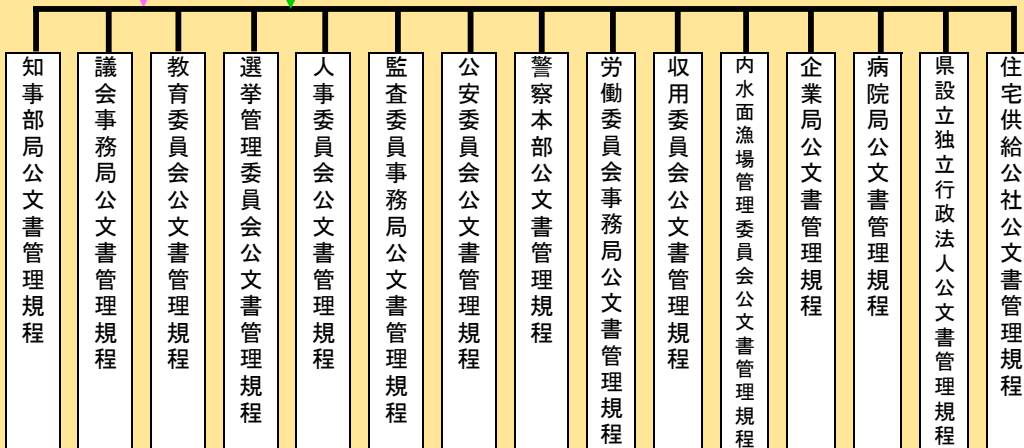
条例から知事に委任される部分

条例から教育委員会に委任される部分

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則
(地方公共団体の首長として知事が制定)

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則
(特定歴史公文書等を保存する教育委員会が制定)

規則から実施機関の公文書管理規程に委任される部分



規則や公文書管理規程の制定・改廃にあたり、群馬県公文書等管理委員会への諮問が必要

条例や規則に基づき、各実施機関が公文書管理規程を設ける。